

令和7年度 根室市花咲線普及促進活動助成金募集要項

1 助成の目的

根室本線花咲線（以下「花咲線」という。）をかけがえの無い生活産業基盤の一つとして地域全体で認識し、花咲線普及のために地域の団体が行う利用促進や魅力向上等につながる取組みに対して、活動助成金を交付することにより、花咲線を地域で支える機運醸成に向けた活動を促進することを目的とします。

2 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、根室市に居住するものが主体となって運営され、根室市内に本拠を置く団体とします。

3 助成対象事業

助成対象事業は、市長が花咲線普及のため、利用促進や魅力向上等につながると認められた事業とし、予算の範囲内で助成対象経費の全部または一部を助成します。

| No. | 助成対象事業 | 助成対象経費 |
|-----|--|---|
| 1 | ボランティア活動事業 (駅前除雪、駅内外の清掃、美化活動) | ・ビニール袋、スコップ等の購入費 ・花や苗木等の購入費 対策のための消耗品費 |
| 2 | 花咲線普及イベント実施事業 (シンポジウム、フォーラム、花咲線を利用したツアー、フォトコンテスト、駅構内展示会、駅舎等の見学会、花咲線沿線マップの作成、市外イベントへの参加) | ・ポスター、チラシ、しおり、パンフレット、マップ、のぼり等の作成費 ・講師、司会、ガイド等の謝金及び旅費 ・開催地までの往復旅費及び宿泊費等 ・会場借上料 ・自動車借上料 ・花咲線の普及啓発物品代金及び作成費 |

- 助成対象経費は、対象事業を行うのに必要な経費で、交付決定の日から令和8年3月31日までの期間に支払いが完了するものを対象とします。

4 助成額の上限

助成額の上限は、1事業につき、40万円とします。

5 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月23日（水）

※予算の範囲内で助成するため、応募多数の場合は、申請された金額より減額する場合があります。

※助成金額が予算に達しない場合、募集期間を延長する場合があります。

6 助成金交付申請

助成金の交付にあたっては、「根室市花咲線普及促進活動助成金交付申請書」に、「事業計画書」、「事業収支予算書」、「団体概要書」（いずれも所定様式）、団体規約、団体構成員名簿（いずれも様式任意）を添えて、市（総合政策室）に申請する必要があります。

7 実施報告書の提出

事業実施後、「事業実施報告書」、「事業実績書」、「事業収支決算書」（いずれも所定様式）及び事業実施が確認できる資料（様式任意）を添付し、速やかに提出してください。

8 助成金交付決定及び交付までの流れ

①交付申請書等の提出⇒ ②交付決定⇒ ③【事業実施】⇒
④事業実施報告書等の提出⇒ ⑤助成金額確定⇒ ⑥助成金交付

9 問い合わせ先

根室市総合政策部 総合政策室 総合政策担当

TEL 0153-23-6111

FAX 0153-24-8692

メール sog_seisaku@city.nemuro.hokkaido.jp